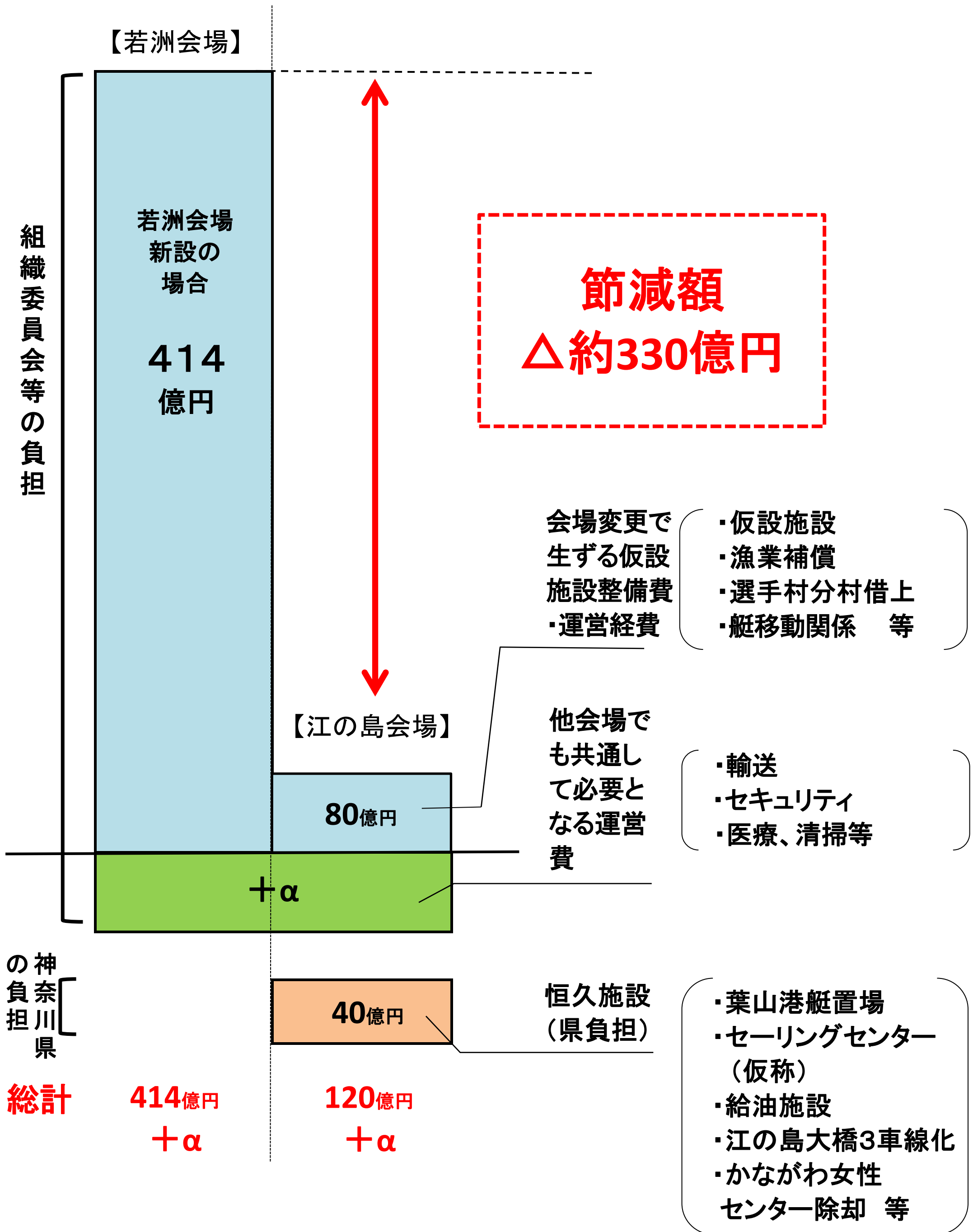


(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会等の負担すべき経費等について





○立候補ファイル

- ・ 万が一、大会組織委員会が資金不足に陥った場合は、I O Cが大会組織委員会に支払った前払い金その他の拠出金のI O Cに対する払い戻しを含めて、東京都が補填することを保証する。
また、東京都が補填しきれなかった場合には、最終的に、日本国政府が国内の関係法令に従い、補填する。
- ・ 組織委員会は、運営費として約3, 0 0 0億円を予算計上。

○東京2020大会開催基本計画（2015年2月）

- ・ 組織委員会が仮設会場の整備を、東京都が、東京都が担当する新設会場の整備及びレガシーの検討を行う旨を記載。



原理原則

- **恒設施設**の設置に係る費用は**競技実施自治体**で、**仮設施設**の設置に要する費用は**組織委員会**が負担する。
- **運営に係る費用**は**組織委員会**が負担する。
- 大会組織委員会が資金不足に陥った場合は、**東京都**が補填する。東京都が補填しきれなかった場合には、**日本国政府**が補填する。